

# 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年7月19日

熊本国税局長

記

公売の 日 時	公売の開始及び 締切の日時	令和6年9月30日から 令和6年10月4日まで
公 売 の 場 所	熊本国税局	
公 売 の 方 法	期間入札（物件情報 P D F に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開 札 の 日 時	令和6年10月7日	9時00分
開 札 の 場 所	熊本国税局	
売 却 決 定 の 日 時	令和6年10月28日	9時00分
売 却 決 定 の 場 所	熊本国税局	
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和6年10月28日	14時00分
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を熊本国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当 局 特 別 整 理 部 門にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
そ の 他 公 売 条 件 等	公売公告別紙のとおり	
公 売 財 産 の 表 示		
公 売 保 証 金	物件情報 P D F のとおり	
見 積 価 額		